

## 質 問 回 答 書

### 令和7年度仮置場等の原状回復に係る調査設計業務

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	10	「配置予定管理技術者の経験及び能力」及び「配置予定担当技術者の経験及び能力」	資格要件の実務経験（様式5-2または様式6-2に記載するもの）について、同種業務または類似業務以外の業務であっても経験として認められるでしょうか？	認められます。
2				資格要件の実務経験（様式5-2または様式6-2に記載するもの）について、担当技術者または照査技術者として従事した業務は実務経験として認められるでしょうか？	担当技術者は認められます。照査技術者は認められません。
3				資格要件の実務経験について、「①10年以上の実務経験がある。」と認められるには、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの全ての期間、元請業務に従事している必要があるとの認識でよろしいでしょうか？	限定はありません。
4	別記様式2様式5-1「配置予定管理技術者の経歴等」及び別記様式2様式6-1「配置予定担当技術者の経歴等」	—	注5	その業務を担当した事を証する書類として、AGRIS（農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス）の業務カルテの写しは認められるでしょうか？	AGRISが同種業務又は類似業務に該当することが確認できる内容であれば、TECRISと同等の取扱いになります。様式に付随する添付資料としての取扱いもTECRISと同等とさせていただきます。
5	別記様式2様式5-2「配置予定管理技術者経歴」及び別記様式2様式6-2「配置予定担当技術者経歴」	—	「2. 実務経験」または「3. 職歴（業務経歴）」	<p>実務経験年数は、「〇〇年」または「〇〇年〇〇ヶ月」という記載方法になっていますが、端数となる日数はどのように処理（四捨五入、切り捨て等）または記載するよろしいでしょうか（例1にパターン例を記載）。</p> <p>また、1ヶ月は何日で計算すればよろしいでしょうか（例2にパターン例を記載）。</p> <p>（例1）「従事期間が令和4年4月1日～令和4年10月20日までの業務の経験年数のカウント方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パターン1：日数まで記入する場合。（5ヶ月20日）</li> <li>・パターン2：日数部分で切り捨てを行い、月末満は記入しない場合。（5ヶ月）</li> <li>・パターン3：日数部分で切り上げを行い、月末満は記入しない場合。（6ヶ月）</li> <li>・パターン4：日数部分で四捨五入を行い、月末満は記入しない場合。（6ヶ月）</li> </ul> <p>（例2）「従事期間が令和4年4月10日～令和4年10月25日までの業務（合計199日）の経験年数のカウント方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パターン1：1ヶ月を30日で計算する場合。 (199日÷30日=6.63 → 6ヶ月18日)</li> <li>・パターン2：1ヶ月を31日で計算する場合。 (199日÷31日=6.42 → 6ヶ月13日)</li> </ul>	<p>職歴（業務経歴）の計は、〇年〇月としてください。実務経験は、その合計（12ヶ月=1年）としてください。</p> <p>具体的には、「従事期間が令和4年4月1日～令和4年10月20日まで」は、7ヶ月の経験を有することになります。「従事期間が令和4年4月10日～令和4年10月25日まで」も、7ヶ月の経験を有することになります。</p>
6			注3	<p>実務経験年数は、「3. 職歴」欄により評価されると記載されていますが、履行期間が重複した業務がある場合の実務経験年数の計算方法を明示することは可能でしょうか（例3にパターン例を記載）。</p> <p>（例3）「従事期間が令和4年4月1日～令和4年10月31日（7ヶ月）までの業務と、令和4年8月1日～令和5年3月31日（8ヶ月）までの業務の経験年数の合算方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パターン1：重複した期間を別々に計上する場合。 (7ヶ月+8ヶ月=15ヶ月 → 実務経験年数は1年3ヶ月)</li> <li>・パターン2：重複した期間を別々に計上しない場合。 (7ヶ月+8ヶ月-3ヶ月（重複期間）=12ヶ月 → 実務経験年数は1年)</li> </ul>	重複期間は計上しません。
7			注5	経験年数が確認できる書類の写しとして、TECRISの登録内容確認書の写し、またはAGRISの業務カルテの写しは認められるでしょうか？	「TECRISの登録内容確認書の写し」を優先してください。TECRISに登録されていない場合は、（様式5-1）及び（様式6-1）記載の注5のとおりです。